

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 東寿会

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人東寿会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤の役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 常勤の理事  | 報酬、賞与、退職慰労金を支給する |
| (2) 非常勤の理事 | 無報酬とする           |
| (3) 監事     | 無報酬とする           |
| (4) 評議員    | 無報酬とする           |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、金融機関休業日である場合は当該月の最終営業日）
- (2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月
- (3) 退職慰労金 この法人の役員でなくなった日から 6 か月以内

2 報酬等は現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第 6 条 役員等が出張及び職務の遂行に当たって費用を請求する場合は当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第 10 条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

別表第 1

役職名	報酬の額
理事長	960,000 円

別表第 2

6 月の賞与	報酬月額×6 か月分以内の額
12 月の賞与	報酬月額×6 か月分以内の額

別表第 3

最終報酬月額×在任年数×係数
----------------

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。また、係数は 100 分の 400 以内とする。